

A 事業者や法人は「市民」として扱うのではなかったか？わざわざここでNPOと事業者を分けて書いているので、事業者は「市民」から外れていると解釈されるかもしれない。

B 事業者等の考え方をどうするかを書いただけで、条例項目としてあがっているわけではないだろう。

C まだ条例の項目立てにしておらず、今の段階では矛盾がある。大事なものは、市民会議で出てきた意見を整理集約し形に残し、審議会資料として仕上ることだと考えている。条例素案にする段階で再整理が必要だと思う。

D 自治基本条例とは、市民、議会、行政の民主的に適正な運営システムを考えていくものであろう。ここでNPOというのは、事業化されていない対象と思われるが、実際は高齢者のもとを廻りケア活動等している団体がある。これらの活動は、行政の手が届きにくい部分を担っていると思われるが、自治基本条例に載せる意味が分からない。市民がNPOについての情報を共有して、どうするのか。盛り込む意図は何なのか。

E 各人が市民参加、新しい事業に対してシステムをつくることで市民参画を行おうということはわかるが、他の市民の住民参加と、どう違うのか？ 公権的に保護を与えるという形でNPO等を入れ込むことが必要なのか？ 普通の事業者とそうでない事業者を区別→の仕分けは何か？ 既に自治基本条例の中で、同じような条件を与えられたものは住民参加をしていくというシステムをつくってしまえば、その中で随分解消されていくのではないのか。

A 市民生活に関係ないNPOもある。全て入れると誤解を招く。

B NPOは認証されているので、市民生活を支援し社会貢献活動をしているものとする。その活動は隙間の公共サービスであり、今や企業も社会貢献活動を始めた。市民活動を支援していかないと、もはや我々の生活は成り立たない。中には、市民公益活動支援条例を作る自治体が見られる。新しい公共、自治体が担えない公共サービスを担うNPOや企業、大学等を支援しようということが参画という言葉の中に入っているといえる。積極的に支援するかどうかは今後の議論が必要であろうし、両論併記もありの内容と考えられる。

ファシリテーター 「条例」という行政の政策運営の話をしている中に組み込むということは、政策の中に位置づけることを意味するが、NPOは任意団体だから位置づけることはできないのではないかと、いうことを言われているのだろう。

E 子育てサポートの方が話した内容と関連するが、活動している方の目標や要求と、行政や自治会にできることとが、ガッチと合ったら協働でやってくれる。「こんにちは赤ちゃん」など、相談に市民が出向くのではなく、行政側がサポーターやボランティアと一緒に子育て中の方を尋ねて話を聞いてまわったという例があった。NPO・事業者の中での参画できる仕組みをつくる・つくっていく、につながっていくと思う。

B 今後のNPOの役割の大きさによるのではないかと思う。協働と呼ぶにしろ、提携と呼ぶにしろ、つなぎ役として大いに貢献できるだろう。いかがわしいものもあるが、おおむね全体的に小資本で、さまざまな福祉、社会に貢献できるものだろう。

太宰府市自治基本条例(仮称) 20号

まちづくり市民会議 ニュース

条例に盛り込むべき内容を検証 ～情報共有、住民・市民参加制度、NPO・事業者、協働、評価、他～

プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 加筆・修正箇所の報告
- 19:20 ◆ 盛り込むべき内容の検証
「情報共有」
「住民・市民参加制度」
「NPO・事業者」
「協働、評価、他」
- 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第20回まちづくり市民会議が、平成25年8月29日(木)、プラムカルコア太宰府の多目的ホールで開催され、登録総数79人中27人の参加があり、傍聴は7人でした。

今回の市民会議も、幹事会が集約した「条例に盛り込むべき要素」をもとに、気になることや足りない部分を出し合い、議論しました。



次回のお知らせ

日時: 9月26日(木) 19:00~21:00
 場所: プラムカルコア太宰府 4階多目的ホール
 ★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課
 TEL: 092(921)2121 FAX: 092(921)1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

市民会議の流れ

役割分担と進め方

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 第1回 H24. 1. 16(月) | 第2回 H24. 2. 2(木) |
| 第3回 H24. 3. 7(水) | 第4回 H24. 4. 19(木) |
- ・条例の制定の手順と市民会議の役割と体制
 - ・参加者の範囲
 - ・幹事会の役割と構成
 - ・会議の進め方
 - ・設置

課題・解決方法の分析(1)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 第5回 H24. 5. 24(木) | 第6回 H24. 6. 29(金) |
| 第7回 H24. 7. 27(金) | 第8回 H24. 8. 23(金) |
| 第9回 H24. 9. 26(水) | |
- ・自治基本条例制定の経緯と動機
 - ・市における課題や不満等
 - ・課題や不満等の集約内容の点検
 - ・「情報共有・議会・市民」の分析

- | | |
|---------------------|-----|
| 第10回 H24. 10. 29(月) | 勉強会 |
|---------------------|-----|
- ・自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

課題・解決方法の分析(2)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 第11回 H24. 11. 22(木) | 第12回 H24. 12. 19(水) |
| 第13回 H25. 1. 25(金) | 第14回 H25. 2. 20(火) |
- ・「市民参加の仕組み・職員・市長・行政・個別の政策課題」の分析

盛り込むべき要素

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第15回 H25. 3. 27(水) | 第16回 H25. 4. 25(木) |
|--------------------|--------------------|
- ・前文に盛り込むべき内容の素材
 - ・市民の定義
 - ・盛り込むべき内容の整理

定義

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第17回 H25. 5. 23(木) | 第18回 H25. 6. 27(木) |
|--------------------|--------------------|
- ・市民・自治・協働・コミュニティの定義

盛り込むべき内容の検証

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第19回 H25. 7. 25(木) | 第20回 H25. 8. 29(木) |
|--------------------|--------------------|
- ・基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会
 - ・情報共有、住民・市民参加制度、NPO・事業者、協働、評価、他

加筆・修正箇所の報告

各自の発言を要約しました。

前回の市民会議では「基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会」における要素化結果について議論しました。そこで出された意見を幹事会の中で検討し、「条例に盛り込むべき要素」の加筆・修正を行い、その結果を報告し、意見交換を行いました。

- ・ 4頁116において、市民に説明をする時期が、答申の後のプロセスの途中でよいと解釈できる。自治会等、様々なところで説明する場が必要となるだろう。ここまで限定されると、誤解を招くと思われる。
- ・ 「誰もが幸せに～」など、幅広く抽象的な表現がみられるが、市民の定義はどうするのか。

A

行政職員は公僕という意識を持って業務にあたるべきものではないか。公僕精神を持って欲しいという市民からの要望が強いと思う。

そうではなく「市民にサービスする」という気持ちが物足りない。そのような表現を入れるべきではないか？

2頁87「市民が求める課題を解決するという気概をもっと強く持つ」とあり、職員の資質向上に関する事かと思われる。

3頁右上の要素「市民の立場で市民の声を聞き、かつ法の下、公正な業務運営を行う」とあり、言い換えると統治と協治の両論併記である。「奉仕」という言葉を入れる案が出ているが、どうするか。

B

公僕という言葉が「お国のために」という解釈であれば、今の時代に問題があるのではないか？

流山市の自治基本条例の職員責務として「職員は全体の奉仕者として誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません」とある。

市民がより幸せになるためにこの条文があり、市民・行政・議会のあり方を前文で触れておくべき。

「～市民の声を聞き～」の後に「奉仕」を挿入する。入れる言葉は再検討する。

条例に盛り込むべき内容の検証

各自の発言を要約しました。

今回の市民会議では「情報共有、住民・市民参加制度、NPO・事業者、協働、評価、人員配置、その他」における要素化結果について議論しました。

住民・市民参加制度

A

2頁169「住民投票制度を取り入れる」市長に権利があり、決定は議会がやる。という考え方があるが、私は住民の権利だと思う。個人的には現在の有権者が住民投票の権利を持つべきだと思うが、住民投票をつくるべきか、選挙だけでよいのか、討議する時間が必要であろう。

座長

今回は自治会・コミュニティ。あわせて住民投票や他の自治体との連携等の「不足分」を幹事会でフォローして盛り込むべき内容を示していきたい。

B

「市長は～」という限定した書き方は言葉足らずであろう。幹事会で再度、議論する必要があるだろう。

住民投票の争点

- ① 外国人参政権をどうするのか（住民投票への参加主体の範囲。住民とは？）
- ② 発議者を誰にするか（住民請求、議員発議、市長発議）
- ③ 要件をどうするか（1/50の署名でよいかどうか等）
- ④ 住民投票の対象（市町村の合併など請求する項目としてやられているが、なんでもかんでも住民投票をしていたら、議会制民主主義を否定しかねない）

情報共有

A

他の部門から情報開示を受けたとき、すんなり情報が出てくるものか？行政決定の透明性を担保する情報公開を実施する際にハードルはないのかということが気になる。個人情報保護法や、行政がもつ情報を守ることができる規程があると思うが、情報を公開することと守ることとの関係をどう整理できるのか。プロセスの適正さを確認するため情報を得たい時に、現実に情報が得られるのか。各部門にハードルがあり、プロセスの可視化ができないのではと危惧される。法律の範囲内で透明性を確保することができるという方針で考えるならば、自治体経営を有利にするために、国が示すことと異なる方向性で解釈した条例を制定するならば、情報公開に一步踏み出せると思うが、そのような考え方はいすぎか？

B

これまでの市民会議は、政策情報だけを話してきたように感じられ、情報公開できる、または公開すべき情報をどうやって公開するかの意見を出してきたように思う。その情報の中でも、例えば、入札に関するもののように秘匿すべきものと、公開できるものの仕分けが必要ではないか。さらに、一般情報も同様で、秘匿すべきものとそうでないもの、例えば統計的に処理すれば有効に活用できるものがあると思う。

一般的には情報公開を請求すれば出してもらえる。もし行政が拒否すれば、情報公開審議会にかけて適切かどうかを審議しなければならない。

A

「公開して差し支えがあるかどうか？」という抽象的な言い方になるが、それが基準になるのではないかと考えている。また、情報公開の判断要因は担当課毎に異なるので、秘匿すべきものは秘匿すべきとも考えている。ここでは、情報公開の仕組みをどう考えるかが重要ではないかと考えている。例えば、ある団体の情報公開が求められた際に、情報を出すことが団体または特定の個人の自治や自立した生活を否定することがあり、情報を出されると困るという反対が出ることもあるだろう。私は、あくまで行政の政策方針が妥当かどうか、また、その際の市議たちの判断過程を知りたい時に情報を得ることができるかが重要であると考えている。

D

大宰府市の情報公開条例を勉強しながら、この自治基本条例を上位計画として位置づける必要があるだろう。

座長

情報公開請求は、請求した側が納得していないことが多く、実際にはうまく機能していないように思う。

幹事会

関連して、行政内の会議記録を公開できるのか？例えば、文化スポーツ財団、福祉協議会などの法人の審議内容や、審議過程等が公開可能な情報として記録されているのか、私たち市民には分からないということもある。公開の対象はどこまでなのか、基準が定まっていないということは課題であろう。

座長

手続きや公開基準の話勉強整理しなければならないということか。

E

施策が実施されたものと、検討過程の情報も共有したいという話だと思う。

